

東京保険医協会 11/28 記者会見開催のお知らせ

「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」

第一審判決に関する記者会見について

国は2023年4月1日から、患者がマイナ保険証を提示して療養の給付を求めた場合、オンライン資格確認に応じること、そのためあらかじめ必要な体制を導入することを、保険医療機関等に療養担当規則（省令）で義務付けました。この省令には法的な問題点があるのみならず、この間マイナ保険証とマイナンバーをめぐるトラブルは後を絶たない状況です。

改正療養担当規則を精査すると健康保険法の委任の範囲について憲法第41条違反等の違憲・違法性があること、および、憲法上保護された医療活動の自由に対する権利侵害にあたることを判明しました。そのため、医師・歯科医師による原告団総勢1,415名は国を相手として東京地方裁判所に提訴し、2023年2月22日の第一次提訴から8回にわたる口頭弁論を経て、2024年9月19日に結審しました。

健康保険証の発行が12月2日に停止される前の、11月28日（木）15:00に東京地方裁判所の103号法廷で判決が言い渡されます。判決内容に関する記者会見を下記日程で開催しますのでご案内をさせていただきます。ぜひお越しください。

【記者会見・原告への説明会ご案内】

【日時】 11月28日（木）18:00～ ※約1時間程度を予定

【会場】 航空会館501・502会議室（〒105-0004 東京都港区新橋1-18-1）

<最寄駅>

- ・都営地下鉄三田線「内幸町駅」 A2 出口から約1分
- ・東京メトロ銀座線・都営浅草線「新橋駅」出口7から約4分
- ・JR「新橋駅」 日比谷口から約5分
- ・東京メトロ千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」C4 出口から約8分
- ・東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関駅」 B2 出口から約10分



【問合せ】原告団事務局（東京保険医協会内 訴訟ワーキンググループ担当宛）

☎ 03 (5339) 3601